

指定地域密着型サービス事業者の指定について

- 1 事業主体
 - ・法人名称 特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ
 - ・法人所在地 茨木市上穂積二丁目1番10号
- 2 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- 3 事業所の名称 小規模多機能ホーム安威ゆとり
- 4 事業所の所在地 茨木市安威四丁目13番20号
北圏域
- 5 事業開始年月日 令和5年3月1日
- 6 利用者数 登録定員 12人
通いサービス利用定員 6人
宿泊サービス利用定員 4人
- 7 構造及び面積 鉄骨造 2階建（1階部分）
 - ・居室面積 7.79㎡×2室、7.62㎡×1室、8.8㎡×1室
(基準上必要な面積1室あたり 7.43㎡以上)
 - ・居間及び食堂の合計面積 40.91㎡
(基準上必要な面積 機能を十分に発揮しうる適当な広さ)
- 8 従業者
 - 管理者 1名（常勤1名、本体施設と兼務）
 - 介護支援専門員 2名（非常勤2名、本体施設と兼務）
 - 介護職員 8名（常勤1名、非常勤7名）
 - 看護職員 1名（非常勤1名、本体施設と兼務）
- 9 事業運営規程 別紙のとおり
- 10 食費 1,375円/日
- 11 宿泊費 1,500円/泊
- 12 事業者の経歴 平成11年11月に設立された法人。茨木市内において、地域密着型通所介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等を展開している。平成23年4月1日から安威四丁目に小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所を開設後、小規模多機能型居宅介護事業所を令和元年9月30日に休止、令和2年11月30日に廃止したが、令和5年3月1日から同施設で「小規模多機能ホーム安威ゆとり」を再度開設予定。当該事業所は、平成27年3月1日に開設された「小規模多機能ホーム大手町ゆとり」のサテライト型事業所となる予定。
- 13 その他 AEDは建物内に1台設置

参考 小規模多機能型居宅介護設備基準

- ・ 宿泊室（個室）：床面積は7.43㎡/室以上
- ・ 居間及び食堂等：機能を十分に発揮しうる適当な広さ

補足

サテライト型事業所は、本体事業所との密接な連携の下に運営される指定小規模多機能型居宅介護事業所である。本体事業所とは、サテライト型事業所と同じ法人により設置され、当該事業所に対する「支援機能」を有する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。

サテライト型事業所の実施に当たっては、次の①～③の要件を満たす必要があるが、今回指定予定の「小規模多機能ホーム 安威ゆとり」は全ての要件を満たしている。

- ① サテライト型事業所に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものであること。
- ② 本体事業所は、サテライト型事業所に対する支援機能を有する事業所でなければならないが、ここでいう支援機能を有する事業所とは、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。
 - a 事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること
 - b 当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること。
- ③ サテライト型事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ運営するものであるため、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。
 - a 本体事業所とサテライト型事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が、概ね20分以内の近距離であること
 - b 本体事業所に係るサテライト型事業所の数は2箇所までとすること

指定地域密着型サービスの指定について
(小規模多機能型居宅介護事業者の指定申請)

名称	小規模多機能ホーム 安威ゆとり		
	小規模多機能型居宅介護人員・設備基準	可否	
事業内容	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを行う。	○	
	・1事業者の登録者数29人以下（サテライト型事業所では18人以下）	○	
	・「通いサービス」の利用定員は登録定員の1/2から15人の範囲内（サテライト型事業所では登録定員の1/2から12人の範囲内）	○	
	・「宿泊サービス」の利用定員は通いサービスの利用定員の1/3から9人の範囲内（サテライト型事業所では通いサービスの利用定員の1/3から6人の範囲内）	○	
人員基準	代表業者 ・特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービスの従業者又は訪問介護員等として、認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、かつ厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの（サテライト型事業所では、本体事業所の代表者が望ましいが、本体事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所で、その代表者が保健師又は看護師で当該研修を修了していない時は別の当該研修修了者をサテライト型事業所の代表者とする。）	○	
	管理者 ・専ら職務に従事する常勤のもの 事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は併設する施設等の職務との兼務可（サテライト型事業所では、事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。ただし、本体事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所で、その管理者が保健師又は看護師の場合、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している必要がある。） ・特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	○	
	従業者 【小規模多機能型居宅介護従業者】 <通いサービス> ・常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 <訪問サービス> ・日中:常勤換算方法で1以上（サテライト型事業所の場合は1名以上） <宿泊サービス> ・夜間及び深夜:夜勤1以上+宿直1以上で必要な人数(利用者がいない場合は配置しないことができる)（サテライト型事業所では、本体施設から適切な支援が受けられる場合には宿直職員を置かないとができる。） ※従業者のうち1以上は常勤であること。 ※従業者のうち1以上は看護職員であること。（サテライト型事業所では、本体事業所から適切な支援が受けられる場合には置かないことができる。） 【介護支援専門員等】 ・介護支援専門員を配置（厚生労働大臣が定める研修修了者であること。）（サテライト型事業所では、介護支援専門員でなく研修修了者で可。） ※小規模多機能型居宅介護従業者の員数を満たす従業者を置くほか、併設する施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、併設する施設等の職務への従事が可。	○	
設備基準	共通基準 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象	○	
	個別基準	・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、その他必要な設備及び備品等を備えること。 （サービス提供に支障がない場合は、併設する指定地域密着型介護予防サービス事業所との設備の共用を認める。）	○
		・居間、食堂：機能を十分に発揮しうる適当な広さ（居間と食堂は同一の場所で可）	○
		・宿泊室(個室)：床面積は7.43㎡/室以上 ※1室の定員は1人。必要と認められる場合は2人可	○
		・宿泊室(個室以外)：(宿泊利用定員-個室の定員数)×概ね7.43㎡以上 ※利用者のプライバシーが確保された構造であること。	○
	・立地場所は住宅地又は家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	○	

注：○は申請内容が指定基準を満たしていることを示す。

特定非営利活動法人 ふれあいぽっぽ
指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕
小規模多機能ホーム安威ゆとり 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ふれあいぽっぽが開設する小規模多機能ホーム安威ゆとり（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕（以下「事業」という。）は要介護者〔要支援者〕の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者〔要支援者〕の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 前4項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月10日茨木市条例第46号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能ホーム安威ゆとり
- (2) 所在地 大阪府茨木市安威四丁目13番20号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、本体施設と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供する。

(2) 介護支援専門員 2名（非常勤、本体施設と兼務）

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び指定小規模多機能型居宅介護計画〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕の作成に当たる。

(3) 介護従業者 8名以上（常勤職員1名以上、非常勤職員7名以上）（内、非常勤の看護職員は1名、本体施設と兼務）

介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供する。

看護職員は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）

(2) 営業時間 午前9時から午後6時まで

(3) サービス提供基本時間

ア 通いサービス 午前9時30分から午後5時までとする。

イ 宿泊サービス 午後5時30分から午前9時30分までとする。

ウ 訪問サービス 24時間とする。

（登録定員及び利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

(1) 登録定員 12名

(2) 通いサービス 6名

(3) 宿泊サービス 4名

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、茨木市内の区域とする。

（指定小規模多機能型居宅介護計画〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕の作成）

第8条 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防

小規模多機能型居宅介護〕の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定小規模多機能型居宅介護計画〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕を作成する。

2 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護計画〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう心要な援助を行うこととする。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容)

第9条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

2 サービスの提供にあたっては、指定小規模多機能型居宅介護計画〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の利用料)

第10条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を

提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事代 朝食 340円、昼食 490円、夕食 545円（利用した場合のみ）
- (2) 宿泊費 1泊につき 1,500円とする。
- (3) おむつ代 実費
- (4) 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
- (2) 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- (3) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

（緊急時等における対応方法）

第12条 事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機

関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 職員へは研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

(苦情処理)

第15条 当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 当事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関し、介護保険法の規定により茨木市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は茨木市からの質問もしくは照会に応じ、茨木市が行う調査に協力するとともに、茨木市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。
- 3 事業所には、防火管理者を1名設置する。
- 4 前項の防火管理者は、消防計画を策定してこれを所轄消防署に届け出るとともに、非常災害に際して必要な、具体的手順の策定、非難・救済訓練の実施等、利用者の安全確保に必要な措置を講じるものとする。

(運営推進会議)

第17条 当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、茨木市職員又は地域包括支援センターの職員及び指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、擁護者(利用者家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 当事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ふれあいぽっぽと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

日常生活圏域



